

労働組合運動に関わった私の歩みと
労働・雇用法制改悪反対闘争の動向

芹 澤 寿 良

2014年12月
高知短期大学
社会科学論集 第105号 抜刷

労働組合運動に関わった私の歩みと 労働・雇用法制改悪反対闘争の動向

On My Life in Engagement in Labor Union Movements, and on the
Struggle against Worsening Labor & Employment Legislations

芹澤 寿良

はじめに

- I 2013年～14年―「戦後民主主義」の歴史的危機
 - II 戦後60余年、労働組合運動の内部と周辺に関わった私の歩み
 - III 結成25年―連合、全労連、全労協の労働・雇用法制改悪反対闘争の「共同」問題をめぐる動向
 - IV 日本の労働組合運動に繰り返し提言してきたこと
- おわりに

はじめに

今日、わが国の戦後民主主義は、2012年12月の総選挙と2013年7月の参議院選挙以降、第二次安倍政権の独裁的「暴走」というべき国民の意見を全く聞こうとしない政権運営によって「憲法」第9条に係わる政府の一方的な解釈の閣議決定がなされ、特定秘密保護法の施行とともに、「戦争の出来る国づくり」の体制整備が着々と推進されている。

これまでの自民党政権の下でもみられなかったこの「戦後最大の民主主義の危機」というべき事態に対して、数十年の戦後を生きてきた、とくに多くの中老年の諸階層の人々は、驚きをもって深刻に受け止めており、それを反映して全国各地で、多くの異議、抗議の声の高まりとともに、街頭における

集会、行動もおこされて、これまでよりもさらに幅広い戦争反対、憲法改悪反対、平和と基本的人権と民主主義の擁護を掲げた流れが一段と広がり強まっている。

現在、私は、こうした状況の進行のなかで、80歳代前半期にあって、少年時代の「戦後民主主義」の誕生とその攻防、繰り返される後退、停滞、反動、そして前進という時代を大衆運動、労働組合運動に係わって生きてきた者の一人として、非常に激しい怒りと深刻な危機感を抱いており、したがって、「人生の最終コース」ではあるが、この国民の声を全く無視する独裁的な安倍政権の「戦争の出来る国づくり」のすべての政策に反対し、止めさせる闘いに最後まで参加していく決意を固めている。

本稿は、日本の戦後民主主義が、安倍政権のもとで、最大の危機に直面している今日、民主党政権の崩壊から第二次安倍政権の誕生後の流れと特徴的な現状を、2014年11月の衆議院解散、総選挙決定まで簡潔に整理して、以下、三つの部分からなる論稿を収めたものである。

最初に第二次安倍政権による2013年～2014年の独裁的手法による「戦後民主主義」の歴史的危機の現状について指摘して—

第一は、私自身が「戦後民主主義」成立直後の中学校時代からの今日に至る60年余の歩みを振り返って、その人生の大半を主として労働組合運動の内部と関連を持つ周辺で働いてきたことを改めて確認し、その主たる歩みを覚書としたものである。

第二は、政府、財界による労働・雇用法制の大改革の方向が打ち出されている今日、「戦後民主主義」の実現直後、憲法と同時に制定された労働基準法に対する政府、財界の改悪攻勢が1980年代に入って開始される情勢となり、その後再編、結成された全国的中央組織の連合、全労連と連絡組織の全労協が1990年代後半以降、労基法を中心とする労働・雇用法制改悪反対闘争を重視し、共通して取り組みを強めてきたその特徴的な状況を現段階において簡単に記してみたものである。

第三は、私が、労働組合運動のなかで、運動の実践、理論と政策の学習・研究・教育を通して身に付けた労働者、労使関係、労働組合に関する運動感

覚、理論的立場から、1984年以降、運動の現状認識に立って、労働組合運動に対し運動の発展、強化の提言を行ってきたが、とくに依然として実現されていない「共同」行動問題についてその内容と経過を振りかえってみたものである。

いずれもとりあえずの覚書で不十分極まりないものであることをお断りしておきたい。

I 2013年～14年―「戦後民主主義」の歴史的危機

2009年の国民の投票権行使の総選挙で成立した戦後初の『政権交代』による民主党政権であったが、直後、一時国民のかなりの期待が高まったものの、その後の相次ぐ公約違反のなかで、3年3ヶ月間、首相3人が交代するという短命内閣であった。

2012年12月26日の総選挙で自民党が大勝して、自公連立政権の第二次安倍内閣が成立、2013年に入ると早々に、デフレ克服のいわゆるアベノミクスへの財界と国民の期待の高まりを背景した7月の参議院選挙において、議席増の「圧勝」と衆参両院の「ねじれ国会」を解消させて、両院とも政権与党の安定多数体制を確立した。

これを契機に、安倍政権の独裁的な政権運営が露骨に進められ、まさに驚くべき「暴走」が開始された。

①2006年の第一次安倍内閣で掲げた「美しい国づくり」と「戦後レジームからの脱却」をスローガンの下で、民主党政権時代には、国民の基本的人權の「知る権利」を侵害するものとして国会に提出出来なかった「特定秘密保護法」を10月に急遽、「閣議決定」して、12月、国民の広範な批判、反対、懸念に全く耳を傾けず、僅か1ヶ月余りの審議で成立を強行した。そして、安倍首相は、中国と韓国が反対し、アメリカも懸念していた靖国神社参拝を突如としておこなった。その結果、両国との関係はさらに悪化することになった。

②彼の最大の狙いである「憲法第9条」を標的とするために、法制局長官の更迭まで行い、憲法98条の憲法改正手続きの緩和を狙うも、予想外の反対論の噴出で断念し、そこから歴代の自民党政権でさえ行使しなかった憲法第9条を骨抜きにする集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈を「閣議決定」での変更という方法を選択した。これに対する高まる多方面の慎重論、反対論を一顧だにせず、公明党との10回足らずの非公開の密室協議をおこなっただけで納得させ、2014年7月、正式に「閣議決定」し、最高法規の憲法第9条を骨抜きにする「集団的自衛権行使」を合憲化させたのであった。

安倍首相は、決定後も広がる不安と批判に口では「丁寧に理解していただけるよう説明する」などと繰り返しながら、実際には「見解の相違」と突き放して説明責任を放棄して、次の立法化への作業を開始し、このなかで特定秘密保護法を12月施行した。

③一方で、安倍政権ではマスメディ対策がとくに重視され、NHK経営人事への介入、マスコミ各社の首脳、主要記者との頻繁な会食、懇談等が明らかにされているが、こうしたなかで、読売、産経、日経紙は、安倍内閣支持を明確にした紙面作り、右翼的言論人の動員となり、NHKの政治報道が政府寄りの単なる情報垂れ流しの傾向となってきている。一方で、政府の諸施策に批判的な朝日新聞に対しては、従軍慰安婦問題の一部証言の取り消し、福島原発事故対応報告書の一部誤報に関する謝罪問題を捉えた異常なバッシングを右翼マスコミ（新聞、週刊誌など）が一丸となって集中的に加えるという民主主義の根幹に対するかってない攻勢もが強められており、わが国の民主主義の新しい危機が進行していることを示している。

このような情勢を最大限に利用して、安倍政権の本質的ないわゆる「歴史認識」に立った反中、反韓のナショナリズムとヘイトスピーチを煽る右翼的運動が、とくに東京、大阪など大都市部において、執拗に繰り返され、「自由な言論」を封殺する社会的雰囲気が生み出されていることも軽視できない動向である。

④そして、安倍政権は、先の二つの基本法関連の法的整備を進めつつ、防衛産業の育成強化、武器輸出三原則の撤廃、原発再稼働推進などをすでに閣

議決定しており、おそらく12月総選挙後の国会における与党の新たな多数派体制のもとでは、2015年春の一斉地方選挙後の政治攻勢の展開を見極めながら、自衛隊法の改正などを中心に「戦争の出で来る国家づくり」—「軍国主義体制の復活」へ本格的な取り組みを進めてくるのであろう。

財界—経団連は、自民党と親財界政党への政治献金の再開を決定したことに見られるように、政府との関係を固めて、「戦争の出来る国」づくりの完遂をめざし、労働者階級と国民各層の平和、人権、民主主義のための抵抗と運動には厳しく対決してくるであろう。

⑤第二次安倍内閣成立から1年8カ月経過した2014年9月、初の内閣改造をおこなった。安倍首相が「戦争の出来る国家づくり」を本格的に進めていく体制であることは、任命した19人の閣僚の内15人も（女性は5人の内3人）日本の侵略戦争を正当化する改憲・右翼団体を支援する国会議員グループに属していたのであり、こうした性格の戦後初の内閣に、早くも国際的にも強い懸念と批判が高まったのは当然であった。

そして、間もなく、改造内閣の目玉であったその「女性閣僚」2人の政治資金をめぐる問題が表面化し、「辞職」という事態に追い込まれとともに、「政治と金」の疑惑は、後任の閣僚その他の身辺におよぶ事情を生み出していた。

この政治的事態を契機に、安倍内閣への失望が広がり、支持率も低下傾向を辿りはじめ、国民の高内閣支持率を持続させてきたアベノミクスは、4月の消費税の引き上げで生活向上が実感されず、格差が拡大するという流れのなかで、安定的に推移するとの見方ほとんどなく、最近のGDP下落等経済指標の変動の中で、政府サイドの楽観論も吹き飛んで、15年10月からの消費税追加引き上げへの国民の不安が広がっていたのである。幾多の世論調査結果でも、中止ないし延期を求める声が高まっていき、11月17日発表された内閣府発表のGDPの経済速報がⅡ期連続のマイナスを記録したのであった。

これで、内閣の消費税10%への引き上げを予定通り行うことを最早困難になったと判断し、18日、安倍首相は、21日に衆議院を解散し、12月2日公示、14日投開票で総選挙を実施して、2015年10月の消費税10%への引き上げを先

送りし、2017年4月に10%増税を「確実に実施する」と明言した。

そして衆議院解散の大義も理もないなか、「党利党略」で野党に選挙準備の時間を与えず、与党有利の小選挙区制の問題をそのままにして解散、総選挙の挙にでて、政権の長期的安定を狙ったものであることは明白である。

⑥安倍政権が重視している財界、大企業のための労働・雇用法制改悪政策の方向について簡単に触れておく。

第二次安倍政権は、とくに財界の強い要求に応じて「企業が世界で一番活動しやすい国」づくりを公言して、そのために前国会で政府案のミスで廃案になった労働者派遣法を、2014年9月の臨時国会に再提出した。それは、企業が派遣労働者を何時までの使い続けやすくするために、労働組合の意見聴取さえすれば、現行法で限界の3年経った派遣労働者を別の人にかえれば、無制限に派遣労働者を使い続けられるようにするものであった。

これに対して連合と全労連・全労協の「共同アクション」、その他の労働組合組織が一斉に反発、国会座り込みなどの抗議行動が相次いで展開されるなか、多くの団体の「安倍内閣打倒」の大衆運動も広がっていく情勢に押されて、11月、政府が成立を断念し、廃案に追い込むことに成功した。

政府、財界はアベノミクスの第三弾として、2014年6月に閣議決定された『日本再興戦略』には、労働時間法制の弾力化、時間外タダ働き、解雇の自由、解雇の金銭解決など労働・雇用法制の抜本的改革が構想されており、スケジュール的には、やや遅れる可能性はあるとしても、今後、これまでより厳しい労働基準法の本格的な改正の攻勢に対抗していくことが予想される。

わが国の労働法制の改悪攻勢には、伝統的に全国的な労働団体が一斉に反対姿勢を明確にして立ちあがり、協議に基づく共同行動とは成らないまでも「事実上の共同行動」を展開して一定の成果を挙げてきたが、来る本格的攻勢には、これまでの経験を発展させ、明確な協議、合意の「統一行動」を発展させることが求められるであろう。それなしに政府、財界の攻勢を阻止することは困難と予想されるのである。

安倍首相は、2006年当時、同種のホワイトカラーエグゼンプション法案が、労働者、国民の強い批判を浴びて上程を断念した経験から、労働、社会保障

問題に冷淡、敵視姿勢の人物を厚生労働大臣に交代させ、大臣は、担当補佐官を財界団体を退職させて任命し、法案の作成、推進をめざす特別の体制を整えたこと、また安倍首相が、官房長官経験の厚生労働大臣に特別の期待感を公然と語ったことなどを異例のこととして新聞が報道した。

これらは、政府、財界が一体となり基本的な労働政策の最重要法案として不退転の姿勢で臨んでくることを内外に示したものであろう。

⑦本項の最後に「戦後民主主義」について、歴史学者や政治学者らの間で一般的にどのような研究、論議が行われて、定義づけられているのか。最近、赤堀正成氏が「戦後民主主義と労働運動」という骨太のテーマの著作を出版されたが、そこでは、レッドパージ後のわが国の労働組合運動を担った総評と左派社会党幹部、雑誌「世界」を場に活躍した論客たちの全面講和をめざす共同行動の足跡が詳細に研究されて、「戦後民主主義」の運動路線が形成、定着していったことが明らかにされ、大変勉強になった。しかし、本書でも「戦後民主主義」の一般的定義は与えられていなかったが、その後、今日では、その各種の史論から、ほぼ「敗戦後に初期占領改革や社会運動によって複合的・重層的に形成され、以後、現在に至るまで社会的な影響力を持った民主主義的諸制度、およびそれらを擁護・発展させようとする思想や運動」とのまとめ、定義化されているとのことである。

第二次世界大戦後の日本の民主主義は、基本的には国際的な民主主義勢力の統一、共同による連合軍の戦争に敗北し、日本がポツダム宣言を受諾して、厳しい国際的な民主化政策の枠組みのなかで、新しい日本国憲法を基本とする政治、経済、司法、社会、労働、婦人等に関する諸政策が制度化されたのであった。そして、戦後民主主義を拡充し、防衛する社会的な運動主体—労働組合運動を中心とする各分野の社会的な大衆運動が生み出され、その後の主体の発展、停滞、後退が交互に繰り返されながら今日まで維持されてきているものである。

そして、今日の歴史的危機にあたって、国民の大多数はかつてない危機感をもって、意志ある人々は、この二年間、反対、批判、抗議の声を挙げ、行動をおこし、今日、中央、地方、地域で、暴走する安倍政権への抗議、打倒

の国民的大運動、その他、大、中、小さまざまの運動、集会などが進められている、こうした情勢下での注目される非常に重要な総選挙となった。

この流れのなかで、11月16日に今後の日本の進路に大きな政治的意義をもった沖縄県知事選挙がおこなわれ、名護市辺野古への新基地建設問題を最大の争点に、反対派が推す翁長雄志候補が膨大な財政投入を約束した安倍政権の推す公約を破った現職知事に10万票の大差を付けて当選するという堂々たる歴史的勝利を収めている。安倍政権の政治的打撃は大きく、これも安倍首相の国会解散に出た一因ともなったのではないか。

その他、今日継続されている各地のこうした運動は、沖縄の基地問題の外、原発再稼働問題、TPPと農業・食糧・農村問題、医療・社会保障、中小企業問題、教育改革問題（道徳教育、教科書検定基準の見直し、教育委員会制度改革）、国家戦略特区問題などなど多くの国民の生活領域の分野にも広く進んでいる。

II 戦後60余年、労働組合運動の内部と周辺で関わった私の歩み

私は、1931年生まれの本年満83歳、そして「人生の最終コース」を独居老人として、これまで長く係わってきた労働組合運動につきない関心を持ち続けて生活しているものである。出来るだけ簡潔にその歩みと活動をまず振りかえてみたい。

敗戦は、1945（昭和）年8月、私は、15歳の少年期、旧制中学校2年生であった。戦時中の中学生時代は、派遣将校による厳しい教練や軍人の食糧保存施設（糧秣廠）の防雨施設整備作業への定期的な動員などなどが記憶が残っているが、また、敗戦直前に、陸軍幼年学校を受験し、貧弱な痩せ細った少年だったため健康診断でみごとに不合格となった。

(1) 敗戦と浦和中学校・新制浦和高校時代

敗戦一戦争終結の天皇の「玉音放送」は、友人と二人で学校の指示による登校途上、市内を通る仲仙道沿いの電気屋の前で緊張して聴いたが、大きなショックを受けたという記憶はない。近くの踏み切りを渡り、艦載機の機銃

掃射を受けたことのある茶畑と竹林を歩いて学校につくと、「戦争が終わった」とはしゃぐようにプールに勢い良く飛び込む友人の生徒の姿が目に入ってきた記憶は鮮明である。

旧制浦和中学校から1948年から新制浦和高校の生活となっていたがクラブ活動では新聞部とバスケットボール部に参加して活動し、また生徒会の結成、会長選挙で落ち着いた風貌の成績優秀な仲間を当選させたこと、また他校の中（高）学校の生徒との話し合いや交流も行って、戦後の新しい日本の政治や社会の問題などに関心が向かうようになり、歴史と社会の担当教師が若くてその授業を熱心に受けていた。

1948年には、大学自治会の全国組織—全日本学生自治会総連合（全学連）とともに、学生の政治活動団体として民主主義擁護学生同盟（民学同）が結成された。私達も、新制浦和高校班を作って活動し、1949年1月の総選挙では、埼玉第一区の共産党候補で、中学校での日本史担当の藤間生大先生が支持していた渡部義通さんという歴史家を当選させる活動として、浦和駅東口で投票を呼びかける手伝いまでおこなったこと、開票結果で当選の報に湧いた事務所の盛り上った光景に吃驚した記憶は残っている。

(2) 早稲田高等学院から早稲田大学法学部代の反レッドパージ闘争

そんなことから占領軍は、高校生生の校外活動への圧力を強め始めたが、私は、その4月、1年遅れでスタートした新制の早稲田大学高等学院の3年生に転入学し、活動舞台は早稲田に移った。新聞部づくりには成功したものの、学生自治会の結成は、私の在学中には実現できなかった。夏休みに1ヶ月間埼玉県大井村にあった診療所医師の献身的な活動を支える事務的仕事を泊りこみで他大学の学生ら3人で手伝っていた。

1950年4月、私は第一法学部へ進学した。そして直ぐに法学部の学生自治会活動家となって、その諸活動に参加した。

大学入学直後から、夏から秋への学生運動の大きな課題は、アメリカ占領軍が大学教員の「共産党員」の追放（「レッドパージ」）を明言し、その機運を煽って、文部省もそれに従うことを公言していたことであつた。夏休みが

終わるとともに風雲急を告げる情勢となり、秋に全学連の指導のもとに、10月、全国的な反対闘争、抗議ストライキが計画され、早稲田では、当時、いろいろの学生活動家グループ内部で意見の相違があったが、全学学生自治会が、大学の自治と学問の自由を守るためには「レッドパーージ阻止」これこそが最大の課題であるとして共同行動のストライキを全学生に呼びかけ、10月17日に一斉に実施された。このような抗議行動が全国的に行われて、大学におけるレッドパーージは完全に阻止されたのである。

大学は、学内への警官隊の導入と統一した運動の指導権限を持っていた全学学生自治会の閉鎖、解散、自治会リーダーの退学・停学処分を強行した。その結果、学生自治会は、学部単位の「学友会」に改組を余儀なくされ、第一法学部も学友会となり、私はその幹事長に選出された。そして、全学的な連携した運動組織の再建に取り組むこととなった。

1952年5月に日本の独立直後にメーデー事件が起こり、その捜査を口実に警官隊が学内に侵入する事件へ発展し、50年秋以来の大学の自治、学問の自由を守る運動が展開された。その運動の発展が、全学的な自治組織の再建へ繋がり、12月に各学部の自治会、学友会の連合体として早稲田大学全学学生協議会が再建された。その初代議長に私が選出され、就任した。

全学協が、その後、機能と力を回復して全学的な学生運動への指導的な役割を果たすようになり、大きな取り組みとしては、1953年の学生選挙権を出身郷里に移すという自治庁通達が出され、この撤回を求める闘いを東大学生自治会とともに全国的に呼びかけ、東京でも都学連傘下の各校自治会と共同した抗議集会、デモなどと撤回闘争を展開した。一方、他大学関係者の裁判闘争も進められていて、最終的には最高裁判決でその通達を撤回させて勝利を収めて終結した。

(3) 野村平爾先生の指導を受けた労働法研究会活動

私は、卒業まで自治会活動を中心とする学生運動とともに、大学の法学系の授業（特に法哲学、法社会学、労働法）には出席し、また学生の自主的な研究会活動では、野村平爾先生らが指導にあたっていた労働法研究会に参加

して活動を続けて、正規授業とは別に、労働法の基礎理論、日本労働法史、日本の労働組合運動史、組合訪問による労働協約や就業規則などの実態調査、労働事件判例の集団的な検討などを行っていた。

この時代の労働法研究会で、当時、中央労働委員会の会長に就任していた末弘巖太郎先生の『日本労働組合運動史』、東大教授の磯田進先生の岩波新書『労働法』、野村先生の『日本労働法の形成過程と理論』を読んでみんなで議論を交わし、また関東法学連盟の定期討論会の労働法関係の課題で早稲田を代表して出場する者を支援する共同の研究、討論なども行っていた。

私は、1954年の3月、大学を卒業し、野村先生の研究室で先生の仕事の資料処理や雑務のアルバイトをしていて、産業別の労働組合組織（単産）の就職先を待ち続けながら、一時、当時労働法関係の労働組合向けの『労働法律旬報』を発行していた労働法律旬報社の編集部で働いていた。

そして、間もなく野村先生が結成以来、法律相談に応じていた鉄鋼労連から法律問題に対応できる卒業生を採用したいとの意向が伝えられ、先生のお薦めに従い、面接を受けて1ヶ月ほどの勤務で労働法律旬報社を退社、1954年8月に日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）本部書記局に勤務することになった。

(4) 鉄鋼労連本部書記としての22年間—①1954年～1965年頃

鉄鋼労連は、1951年3月に約10万人の鉄鋼労働者を結集して結成され、その総評加盟組織として、組織と運動の強化発展を目指し、諸要求を掲げて積極的に活動していた1954年8月に、日本製鋼所室蘭労組の大量解雇反対闘争が開始された直後に私の22年間の鉄鋼労連生活のスタートが切られたのであった。

当時の鉄鋼労連本部は、役員10数名、書記10名余（男女比7：3）というところであったが、男性書記の大半は大学卒の学生運動経験者で、高卒者は、若くして社会的運動や組合運動を経験したベテランであった。

私の最初の所属は、一般的な仕事の状況を掴む必要があるということで、総務部に数ヶ月配置され、資料の印刷、文書類等の郵送整理などを担当した

が、人手不足のなか、その他の活動として、東京における各種の抗議と支援拡大運動、街頭宣伝、ピラ撒きなどにもしばしば動員され、また上部団体の総評の会議への参加も命ぜられて、他単産のベテランの発言を聞いていた。

その後、数ヶ月程して、企画調査部の書記となった。書記は、私の外に2名の東大卒の極めて有能な書記がいて、一人が千葉利雄氏（故人）で鉄鋼労連の結成から参加し、鉄鋼産業の動向と賃金政策全般を担当し、その後、立場を左から右に転換させて、登場する宮田義二書記長・委員長の片腕として中央執行委員、三役、顧問をも務めた人物で、もう一人は上田健二郎氏で賃金動向と統計分析、合理化関係の担当であった。上田氏は、1964年に退職して日本共産党本部勤務となり、1969年の総選挙において「不破哲三」という政治家名で衆議院議員に当選し、長く党の書記局長・議長として活動し、今日もなお社会科学研究所長として理論面の指導にあたっている人物であることは良く知られていることである。

私の担当分野は、労働法中心の法的問題と労働協約、就業規則をめぐる諸問題、労使紛争や政治的弾圧事件、その他の裁判闘争対策を主要な担当であったが、1964年の機構改革で、企画調査部から独立して、労働対策部となり、新たに法的対策を必要とする合理化問題の多発のなかで、これへの対策をも担うこととなった。

鉄鋼労連本部は、書記の中央執行委員会の方針論議に自由に発言することが認められていて、執行委員との激論を通して、形成されて合意のもとに運動方針をはじめ、各種の態度や方針の原案は決定がされていた。大事な方針の原案の論議、決定の会議は、運動と政策に係わっている書記が集まってから開始されるということが慣例化していた。

こうした活動環境で仕事をしてきたため、執行部は運動に役立つ書記として信頼感を持ち、ほとんどの書記を、役員とともに、また単独でも、必要に応じて大会前の運動方針や重要課題の説明、争議支援オルグ、単組の独自課題の相談、要請された学習会、職場討議などなど組合活動の現場に派遣していた。このような活動を通して多くの書記は、鉄鋼労連の加盟組織とその現場実情や組合活動を知り、運動感覚を身につけさらに鍛えて運動家として成

長していった。

しかし、書記仲間は、それぞれ一定の政治的、思想的、社会的な考え方をもっていたが、1976年7月の私の退職までの22年間に、その相違から、書記活動の面で内部的に不団結が生じ、そのことが本部活動に支障を生み出したということは全くなかった。強い鉄鋼労連運動づくりの一点で相互に信頼し、全面的に協力し合っていたと思っている。

この時代のなかで、鉄鋼労連は、1957年7月の総評の平和擁護闘争の一環として砂川基地拡張反対闘争に、また1960年6月の日米安保条約改定反対闘争のアメリカ大統領訪日特使への抗議闘争にも日本鋼管川鉄労組の組合員を中心に組織的に動員した。それに対する警察の組合員の逮捕事件、会社側の懲戒解雇事件が引き起こされたが、ことに対しては、かなり長期間に亘って弾圧反対、解雇反対の裁判闘争を展開した。私は、法的対策と裁判闘争の実務の担当者として取り組んで、刑事事件の最終罰金刑を覆すことは出来なかったが、「会社の体面を汚した」とする懲戒解雇無効の判決を確定させたことは、当時の鉄鋼労連の産業別の抗議闘争による記念すべき政治的勝利であった。

私を含めて書記は、担当専門分野の勉強を独自に、また他単産の担当を同じくする書記仲間と共同で研究、討論すること、とくに総評レベルの専門委員会でも広く議論を交わすことが少なからずあって、それらが能力UPに大いに役立っていたと思っている。

私の場合、炭労や合化労連の先輩書記らと共同で、法律家の協力を得て、1958年に『実践労働法—組合活動の法的検討』（青木書店）『労働組合実務便覧』（大月書店）を刊行した。

私の鉄鋼労連勤務の前半10年余の期間は、以上のように本部の執行部、書記の相互信頼を基礎に、相互に協力して、積極的に産業別組織の運動を着実に強化、発展させる、そのために賃金闘争方式を共同闘争から産業別統一闘争への発展、総評加盟組織として政治的、社会的課題への取り組みを強める、大量解雇反対闘争の家族、地域ぐるみ闘争としての追求、要員確保の「合理化」反対闘争、産業別労働組合としての組織運営と機能強化への取り組みな

どなど懸命に努力して、鉄鋼労連運動全体をナショナルセンターの総評内部において重化学産業を代表する存在感のある運動体に発展させようとしていたといっても過言ではないであろう。

私のこの時代の書記として忘れられない運動は、1959年春の49日に及ぶストライキ闘争支援では、関西方面にオルグで滞り、その間に淀川製鋼における鉄鋼労連初の電源ストライキを当時の鉄鋼労連委員長とともに指導に責任を負い、組合間差別を撤回させたこと。同年秋9月の伊豆における鉄鋼労連大会会場から伊勢湾台風に襲われた名古屋地域の水害救援運動への出張を命じられ、水害の人的被害死者の実態を初めて知り、長期に亘って従事したこと。1960年春、三井三池労組の首切り「合理化」反対闘争の鉄鋼労連オルグ団の一員として一週間にわたって参加し、当時最高の闘争として評価された運動の職場における団結の強さを知り、学んだことであった。

(5) 鉄鋼労連本部書記としての22年間—②1966年～1976年頃

1957年と1959年の総力を挙げて取り組んだ長期で、強力なストライキ闘争が結果的に敗北に終わった。

鉄鋼独占資本と組合内右派勢力は、これを契機に、鉄鋼労連の運動体質の「改善」の第一歩として、1959年9月の鉄鋼労連大会において、八幡製鉄労組から宮田義二氏（故人）を本部書記次長として送り込むことに成功し、1961年「鉄鋼連絡会議」を結成して、鉄鋼労連の右派勢力による完全支配へ中長期的な計画に着手した。

その一つは、鉄鋼労連構成組織の大企業労組の役員選挙制度の改悪（選挙区の分割、単記投票制）と労使一体の選挙戦で組合機関から一切の左派グループを追放するという選挙対策で、加盟組合の支配を固め、鉄鋼労連内の右派役員を安定的に確保、拡大するために必要不可欠の課題であった。

もう一つが、左派の影響力を受けている中小労組への政治的配慮として、既定の鉄鋼労連の左派的運動路線によって、とくに中小関係労組の人減らし「合理化」反対闘争に力を注ぐとともに、総評指導の安保反対闘争にはスト権の確立には失敗するも、大衆的抗議闘争へは継続的に参加していた。

組合右傾化工作が、年々強化され、成果があがるにつれて、この過程で1961年結成された産業別の右派インフォーマルグループ・鉄鋼連絡会議の勢力が拡大、安定化していくと、それを背景に、当時、最大の課題としていた1964年に結成されたIMF・JC（国際金属労連日本協議会）への鉄鋼労連の加盟問題の決着に着手して、鉄鋼労連の中央執行委員会は、1票差で加盟方針を決定し、1966年の大会に提案して、賛成多数で決定したのであった。鉄鋼連絡会議は、1968年には、鉄鋼労連本部をも完全な支配下に収めて、新たに衣替えをして「労働組合主義綱領」という運動路線の基本を決定し、それを基礎に据えた新しい運動方針で、結成以来の総評運動の路線を担った政治的、社会的、経済的課題の基本路線を清算し、反共主義、労資協調主義の路線へ全面的に転換させていったのである。

それからの鉄鋼労連の運動方向は、基本的には産業別統一方式の賃金闘争におけるストライキ闘争の否定、「一発回答」方式の受容、「合理化計画」への成果配分論での対処、日本共産党との関係絶縁、自民党と政府、財界への接近、鉄鋼独占資本の産業政策支持、平和と民主主義のための闘争放棄、日米安保体制の容認、労働戦線の「統一」（右翼的再編）の推進などであり、これらを連続的に実施して、これまでの金属関係労働組合の共闘組織（金属共闘）や総評の地方組織（地評）から相次いで脱退した。

こうしたなかで、1973年の第一次石油危機の直後、春闘の要求決定の基本を従来の生活実態も重視した「前年プラス」方式を、経済危機を考慮した「経済整合性」論に立つ方式に転換させたが、これが、大企業労組中心の労働組合運動の要求設定方式としてその後定着していくことになり、それが春闘全体を大きく後退させていくことになったのである。

以上のような右派路線が論議され実践されていくなかで、鉄鋼労連本部内の書記局の職場は、役員と書記の関係、会議の運営などにも微妙な変化を生み出され、長年の同志的な雰囲気は薄れていったことは否めなかった。しかし、宮田書記長らが、従来から運動を担ってきた書記に対して特別の圧力を加えようと、差別的言動をするようなことはなく、役員と書記の関係も、書記仲間の相互の関係もほとんど変わることはなかったと思っている。

しかし、IMF・JC加盟問題など基本路線の対立に係わる論議では、書記仲間は、ほとんどが本部方針に反対ないし慎重論であったが、執行委員会内においては、無用な反発、混乱を招かぬよう慎重に配慮していた。

書記仲間は、特に「合理化」反対闘争では、既定の、「一人の人員整理も認めない」とい基本方針に基づいて、強まった鉄鋼中小労組に対する合理化攻勢に対しては、従来の鉄鋼労連が堅持してきた要員確保を基本に「合理化」の犠牲排除の立場で指導、援助を強めていた。

私は、人減らし「合理化」に対抗する規模別、業種別など各種の要員調査交流会議、数回にわたる安全・公害拡大交流集会、東と西、そして中央における大規模な合理化反対集会、日本特殊鋼と山陽製鋼両労組の会社更生法の適用をめぐる闘など担当書記として多忙極まる活動に奔走した。

こうしたなかで、書記仲間はそれぞれの政治的、思想的立場で、鉄鋼労働運動の右傾化の進行を阻止する社会党系グループの全国的連携の運動のために参加して関係組合の活動家集団に働きかけていた者、共産党系を中心とした非社会党的左派グループ（私も当時、この立場に立っていた）は「月曜会」というグループを設けて、書記局活動の枠を超えて鉄鋼労働運動の右傾化を阻止するために、可能なかぎり各大手労組の少数左派系の幹部、活動家と連携をとって運動の情報を伝え、職場レベルでの組合活動の強化を要請していた。

鉄鋼労連が基本的運動路線を転換させて後で労働組合運動の原則に比較的に忠実に取り組んだ運動として1973年からの産業別統一労働協約闘争が推進されている。

鉄鋼労連は、結成当初から、賃金問題とともに、労働協約問題を産業別労働運動の重要な闘争課題として、1952年10月、鉄鋼労連「労働協約標準案」を確認し、本部と企業連、単組の代表者で「労働協約共同闘争委員会」を設置して統一的发展をめざしていた。

1970年代に入っての闘争指導の責任者は、宮田義二書記長であったが、労働協約要求に協調主義的理論なるものが存在しないなかで、当時の日本の労働組合運動の協約闘争が共通的に確認してきた基本的要求と労働時間短縮と

中心とする労働条件条項の改善の要求を掲げている。

私は、1971年に西ヨーロッパ各国の鉄鋼業における労使関係、とくに職場レベルにおける組合活動権とその実態の調査に行っており、その結果から、交代制勤務の時間短縮、労働条件の改善、職場レベルにおける組合活動権の保障に関する要求を「共通要求」に加えて方針を作成している。この1973年の第1次の産業別労働協約闘争は、週休二日制の労使小委員会の設置の回答があった程度で、大手労組が組合活動権の拡大関係の要求を見送ったため、産業別協約闘争としての迫力を発揮出来ない取り組みとして終わった。

1975年7月の第二次産業別協約闘争まで担当者としてかかわったが、1976年6月の野村平爾先生らを招いた「労働協約研究集会」を最後に私は、鉄鋼労連本部書記局を退職し、労働者教育運動へ転身したのであった。

1966年5月に、労働組合と活動家から切実に求められていた理論、政策、運動の面で左派労働運動の擁護と発展の立場を鮮明にした労働運動専門誌・『労働農民運動』（後に『労働運動』と改名）がされた。この発行はまともな労働組合運動を進めようとしていた労働者や活動家、労働組合にはたたかいの武器として活用されていった。

この専門誌を私達は、最大限に活用して、左派活動家の理論、政策的能力をたかめるために、鉄鋼労働組合運動関係を中心とした原稿を在職中はペンネームで書き、投稿した。

(6) 鉄鋼労連の退職と労働者教育協会専従常任理事2年余の活動

1970年前後から鉄鋼労連の極めて明確な反共・労資協調主義の運動が活発化するなかで、鉄鋼労働者の生活と権利を守る活動に役立つことを期待して日常的に仕事をし、右派路線への批判と闘いは、左派のグループ活動として時間外に内外の運動との連携、協力を得て粘り強く進めていた。

しかし、状況は変わらないまま、健康上の問題や各種の障害が相次いだため、私は22年勤続を区切りにして、1976年7月末に退職し、労働組合運動と深い関係があり、鉄鋼労連在職中の60年代後半からその活動に協力していた労働者教育運動の仕事へ転職した。

労働者教育協会は、1952年に私の大学時代に労働法の教育で指導を受けた野村平爾、沼田稻次郎両先生らが創立に係わった教育団体で、私は、1965年頃、機関誌『学習の友』に原稿を書いてから関係が出来て、1968年には、「勤労者通信大学」という科学的社会主義の理論と労働組合運動論の通信教育制度を開校した時に、後者の教科委員として、テキスト内容、出題、添削などの作業を担当した。

1969年の同通信教育の特別コース（6ヶ月）—「労働者の権利と労働法」の開講に伴い責任者として、野村平爾先生、島田信義先生ら労働法学者の協力を得てテキストを執筆。このテキストは終了後に『労働者の権利と労働法』として出版され、広く活用された。

鉄鋼労連退職後は、労働者教育協会の専従常任理事として、事務局に勤務し、労働者教育運動の方針、事業の決定に係わり、出版委員会委員長と「勤労者通信大学」労組コース教科委員を約2年間、1978年12月ころまで従事した。

この間、他の労働組合運動関係の団体、組織と係わり、運動状況を観察し講師活動、研究も並行して進めて、論文を執筆発表する活動を進めていた。

(7) 高知短期大学教員の18年間と労働組合運動との係わり（1979年4月から1998年3月）

こうした生活をはじめて2年位経過した頃、早稲田の大学院で野村先生から労働法研究の指導をうけたという高知短大の教員（寺田 博氏）の訪問を受けて、40代の教員を採用する計画への応募を強く要請されたことから、地方で働くこと、不安を抱えていた健康問題、勤労者の夜間大学で働くことの意義などいろいろ考え、1953年に県民運動で創設されたという「働くものの夜間大学」という点に関心を持って決断して、関係書類を提出した。面接を受けた結果採用となり、1979年4月に赴任し、以降、1998年3月定年まで18年間の勤務であった。

私は、主に担当したのは「社会政策」の講義で、「労使関係と労働組合」論であったが、最初は「社会学」も担当し、それも産業、労働の社会学とし

て、労働問題を中心に講義していた。しかし、10年近く学生部長、学長代理を担ったために負担軽減の措置でその間は講義を担当することはなかった。

大学行政に責任を負う管理職として、大学教授会の運営では、学生自治会の活動や労働組合での仕事の経験も活かして「民主主義的な討論と合意の形成」でものごとを決めるように努力し、諸先生とともに当面の諸課題への対応や大学の将来構想もまとめていったと思っている

私は、高知に赴任すると、時間を見つけて労働者教育協会の常任理事でもあった関係で、無活動状態だった高知県学習協の再建（会長就任）の活動として、高知県総評、高知県教組、市町村職労、高知一般労組、国鉄労働組合などの主要な組合を訪問し、協力関係を申し合わせて、それらの組合の学習会の講師を担当したり、また組合の諸活動の相談に応じたりしていた。

国鉄労働組合の四国地方本部と高知支部との関係は、国労が実施していた通信教育の学習会活動に対する援助と協力とともに、国鉄分割・民営化による1047名人員整理反対闘争への支援活動でとりわけ深くなり、1990年に高知県の支援共闘会議の結成を呼びかけ人を引きうけて活動し、高知を去るまで共同代表を務めていた。私のこの闘争支援は東京でも新しい運動形態で国労関係が2010年の「政治解決」で終結するまで継続したが、その後もこの関係の最高裁判所闘争（動労千葉労組）については、公正判決要求の署名運動への呼びかけ人として、今日もなお続けている。

大学は県下各地で公開講座を開催したいたため、講義テーマに労働問題や高知県や高知市の幾つかの女性の地位向上推進運動のメンバーに加わって、積極的に協力していた関係から女性問題も設定して、その両者の重要性も訴えた。

女性の地位向上の行政面では、1985年頃から約10年間程度、県と市合わせて6つのほどの関係委員会に参加し、各種の地位向上プランの作成に関与した。

高知短大の在職中に、鉄鋼労連時代の初期に加入した日本労働法学会に続いて日本社会政策学会と会員有志による社会政策研究会にも加入し、研究者との関係を拡げて研究活動の充実をめざしたが、1995年の1年間は、管理職

を退任して、慣例による「留学制度」を利用し、法政大学大原社会問題研究所の客員研究員としての研究生活を送った。所蔵の労働関係図書、資料を利用、活用して日本の労使関係、労働組合運動への新たな認識を深める成果を挙げることが出来たと思っている。

私は、23年振りに前年の1994年6月に愛知労働問題研究所のメンバーの一人として、同県関係三団体の「東南アジア経済視察団」に加わり、マレーシア、タイの労働事情調査として「日系中小企業の労働諸条件と両国の労働組合組織」の調査を行い、その調査報告を高知短大紀要に発表した。

そして、1995年8月から9月にかけて、ベトナム情勢に詳しいジャーナリストらとベトナムの労働事情調査に出かけて、同じく大学紀要に「ベトナムの『ドイモイ』政策と労働法典施行下の社会労働事情」として調査報告を行っている。

なお、この国内留学中に、長年、産業別労働組合運動に携わってきた組合書記として共に活動してきた仲間と「金属労働研究所」を立ち上げた。今日まで、20年近く隔月刊の機関誌（『金属労働研究』）を発行しJMIUという金属機械産業の労働組合と協力して、全労連系の労働組合運動の前進をめざして貢献を続けている。

私は、1997年3月8日、退職前の「最終講義」を教職員・学生、学友会、一般聴講者に対して「男女平等社会への変革と女性運動、労働運動—21世紀日本社会の展望」というテーマで高知短期大学での教員生活を締めくくった。

(8) 高知短大退職後、今日まで17年間の対応と活動

東京に戻り、大学で授与された名誉教授の肩書で他大学等の労働問題を中心とする、研究機関、労働組合運動関係の教育、研究団体のメンバーとして、以降17年間、労働組合運動との係わりを拡げて、その活動を担い続けている。

私のごく簡単に記した経歴のなかの一貫した特徴は、戦後の労働組合運動の内部と周辺において、運動の実務を担い、調査研究を重ねて、そのなかで労働問題、労働組合運動の理論、政策、観察眼を身に付けて、労働組合運動の強化、発展のための論稿を書き、各種の発言を行ってきたところにある

退職してからは、政治経済研究所、法政大学大原社会問題研究所、労働者教育協会、労働運動総合研究所の運動に係わって同じく労働組合運動の強化、前進を目指している諸活動には積極的に、参加する生活を続けている。

東京に戻った直後から、関心を持っていたのは、1997年の経済危機下で、国民の生活防衛の闘いの先頭に立っていた韓国労働運動の現状についてで、それを知りたいと考え、友人の法政大学教授角瀬保雄氏らの「韓国労働者協同組合調査団」に参加し、1998年8月に訪韓、私は主として労働組合運動関係者から組織と運動の現状を学んで、その旺盛な闘争意欲に感服したのであった。帰国後『韓国の労働事情と労働運動の現状』として協同総合研究所の所報に報告した。

まもなく、労働法制改悪反対闘争が連合や全労連のナショナルセンターが中心となって、運動発展に努めており、とくに連合は広く学者、研究者に、「連合応援団」への参加を求めている。私もそれに参加し、闘争の終結まで多くの研究者とともに諸行動に協力した。大変有益、貴重な体験であった。この時代の連合運動を指導していた鷲尾悦也会長、笹森 清事務局長は社会的労働運動の構築を視野にいれ、課題を限定した労働組合間の共同行動に前向きであったと思っている。(これについての細部は次項Ⅲを参照)

政経研では労働問題室長となり、国鉄労働者1047名解雇事件を取り上げ、理事長とともにその支援共闘を作る活動に力点をおき、その結果、研究室との関係を切り離して、国鉄・JR問題研究会に改組して闘争終結まで活動を続けた。その過程で大原社研の囑託から客員の研究員となったためその大原社研中心になり、政経研の労働問題研究室は、スタート時の若手研究員の大学専任教員としての就職が続いて、今日まで欠員不補充のまま、事実上の開店休業という残念な状態にある。

しかし、この間に、私は、2011年6月に研究所の『政経研究』誌に連合運動批判論文「連合運動は“社会のバリケード”になるかー基本姿勢の転換と大企業労組の組織、運動の改革を」を執筆した。

国鉄・JR問題研究会は、政経研の山口理事長を中心に私が実務を担当し、関係労組三組織のそれぞれの国鉄闘争の「大同団結」を実現させることを最

大の課題として数年間にわたって粘り強く努力した結果、2010年、大部分の解雇者については、その力で「金銭解決」の政治解決をかちとったのであった。政治解決路線を選択しなかった動労千葉労組関係は、現在もなお最高裁で係争中であり、私は、その最高裁闘争を重視し、支援を続けている。

東京に戻って暫くして、知人から銀行労働研究会の活動に日本の労働組合運動の動向を把握し、銀行労働問題の論議に協力してもらえないかという要請を受けて加入していた。そして機関誌に、しばしばナショナルセンターの連合、全労連の協力共同の行動の重要性、必要性を訴え続けた原稿を、研究会の解散まで書いてきたが、合意にもとづく協力共同は全く実現していない。連合幹部の根深い反共主義が根本的な原因といつてよいであろう。

大原社研との関係は、最初の1年は嘱託研究員として、以後は客員研究員としての仕事を依頼されて凡そ10年近く関係し、定例の研究会参加、日本労働年鑑の編集、執筆、そして2007年に全14巻で完結した日本『労働運動資料集成』編集委員を務めた。これは苦勞も多かったが、やり甲斐のある仕事であった。

労働者教育協会は、退職後暫くは、常任理事の任についていたが、年齢を考慮して、退任、理事を引き受け今日まで活動している。長年の仕事として引き続き勤労者通信大学労働組合コースの教科委員、教育理論委員会の委員を務めている。メンバーが労働組合運動関係者のため、運動の現状や問題点、動向をとらえる大変有益な場となっている。

労働運動総合研究所（労働総研）は、1989年に結成されたナショナルセンター全労連のシンクタンク的な研究所として創設されたもので、私は創立当初から加入し、現在理事を務めて、運営に係わりと同時に内部に設けられている研究部会の内、労働組合研究部会、労働時間・健康問題研究部会、労働組合研究史部会に所属し、原則月1回程度のメンバーによる研究活動に参加している。

もう一つ、私の古くからの友人で、高知短大就職を機に日本社会政策学会への加入に推薦の労を執って頂いた下山房雄氏が九州大学定年退職後に自主的に始められた研究会（月1回の100回開催をめざす「関東社会労働問題研

研究会・関東社労研」)に途中から参加し、報告、論議から何かと教えられることが多く真面目に参加を続けている。

なお、下山氏が長年係わってきたNPOかんがわ総研の活動は従来から注目してきたが、機関誌『研究と資料』を定期購読するため最近入会した。

最後に、以上のような労働組合組織、労働組合運動関係の研究機関と係わりを持ちながら、研究者仲間とともに以下の調査、研究調査報告書を発表したことを紹介して、この第Ⅱ項の報告を終わることとしたい。

- 『集团的労使関係を基礎とする産別機能の形成—活力ある労働組合運動を創造する運輸一般』(1983年)
- 『地方・地域における社会保障運動発展の経験～埼労連と県社保協の「対話と共同」路線による介護保険制度改善の取り組みのために』(2002年)
- 『首都東京における地域労働組合運動—新宿区労連と全労連・新宿一般労組の組織、運動』(2010年)
- 全労連加盟の『単産機能の現状と課題』調査報告書(2014年)

Ⅲ 結成25年—連合、全労連、全労協の労働・雇用法制改悪反対闘争の「共同」問題をめぐる動向

2014年は、わが国の第二次世界大戦後の労働組合運動の歴史において、それまでのナショナルセンターの総評、同盟、中立労連という全国的組織が連合と全労連という二つのナショナルセンター、連絡組織としての全労協に再編、結成されたのが、1989年の11月から12月であり、それから25周年という記念すべき年である。

私は、日本の労働運動のナショナルセンターについては、敗戦直後は、地域でも活発に争議で報じられた左派系の産別会議の運動、1950年以後は急速に戦闘化した総評の運動、1970年代は総評内左派を中心とする統一戦線促進労働組合懇談会(統一労組懇)運動を支持し、全通宝樹委員長の提唱を契機に始まるその後の労働戦線の「統一」運動については、基本的に反共主義を

前提とする「再編成」として反対の立場で対応してきた。

この労働戦線「統一」運動は、その後は表向き「反共主義」の理念を表向き外して、共通の要求・政策の実現をめざす政策推進運動として推進されて、1989年11月「連合」という一つのナショナルセンターの結成となった。

この右翼的再編成に反対し、統一労組懇という総評左派単産を中心に左派運動を展開していたグループは、独自の左派系ナショナルセンターとして、同日に全労連を結成したのであった。

そのどちらにも参加しなかった労働組合組織の幾つかの全国単産が、やや遅れて同年12月に、ナショナルセンターではなく、全労協という全国的な連絡組織を結成した。

この三つの全国的な組織いずれにも加盟しなかった可なりおおくの全国単産は、無所属の運動体として独自の道を歩むことを選択した。

それから25年の歳月の経過のなかで、労働組合運動の多くの闘争諸課題があつてそれとの取り組みがあり、また産業再編成の進展を契機に組織の統廃合も進んで、その結果組織名の変更等も少なからず行われるなどして今日に至っている。

①1997年～1998年の労働基準法改悪反対闘争

私と連合組織の運動との係わりは、高知から東京に戻って1997年から98年にかけて、労働基準法改悪反対闘争がこれまで見られなかった中央、地方において労働組合運動組織がほぼ歩調を合わせて、「共同」「統一」の闘いを展開していく過程であった（この闘いの詳細については、私の「1997～98年の労働基準法改定問題をめぐる労働組合運動の対抗力」2010年3月『高知短期大学社会科学論集』第97号を参照）。

私は、この闘争過程における連合が新たに組織した1997年10月の「連合応援団」に参加して、最後までこの闘争の前進に協力した。そして、この時の労働組合運動の取り組みは、幾つかの重要な問題点を抱えたものであったが、1952年の破防法制定と労基法を含む労働立法の改悪反対闘争に当時の総評系、産別会議系、同盟系で抗議スト戦術に相違はあったものの「労闘スト」の共

同行動を展開した闘争以来45年振りのことであった。1987年の戦後初の本格的な労基法改悪（「40年目の大改悪」）との闘いにおいてもこのような運動展開とはならなかったのである。

その点で、私には、この闘争を通して、連合、全労連、全労協いずれの全国的労働組合組織からも広く労働者、国民にはっきりとわかる文書の申し入れその他の形で「共同行動」の呼びかけがなされなかったのか大きな疑問点として残っている。

関係組織、団体の正式な相互の申し合わせに基づく「共同闘争」ではなかったが、運動全体としては事実上の「共同闘争」の実体をもったものとして展開されていったものとなり、日本の労働組合運動史における歴史的意義をもった権利闘争であったことは間違いのない運動経験であった。

その点で、幾つかの教訓的な特徴を紹介しておきたい。

第一には、日本労働弁護団を中心に全国的、地方的に結集した法律家集団があらゆる労働組合組織を立ちあがらせるために配慮のある並々ならぬ努力を払ったことであった。当時、日弁連は、総会で「労働法制の規制緩和に反対し、人間らしく働ける労働条件の整備を求める決議」を採択し、弁護士集団は、各地で開催されるシンポジウム、学習会、懇談会、宣伝活動、国会請願、議員請願などなど精力的に法律家としての役割を果たしていた。

第二には、連合が連合路線に批判的な人々を含めて幅広く法律家、学者、文化人等に呼び掛け、労基法改悪に反対して闘う「連合応援団」を結成し、そのなかでの検討を経え、全労働組合が一致できる内容で修正案をまとめて社会的に明らかにしたこと、それに対する協力をすべての国会内の政党に協力をもとめるとともに、労基法改悪を許さないとする「意見広告」を、全国2大紙に掲載したこと、またメーデーを従来と異なる「祭典」から労基法改悪と闘うメーデーへ発展させ、7年振りにデモ行進を復活させたこと、さらに全国から一万人を動員して「5・15国会・霞が関エリア中央総行動」（ウォークラリー）を終日展開したことなどである。

第三には、全労連が早くからあらゆる労働組合との「対話と共同」の運動を全国的に展開して、そのなかに「労基法改悪反対」の行動を位置付け、他

団体と結成した「労働法制・女子保護、均等法中央連絡会全国闘争本部」の中心となり、ストライキを含む戦術行使で断固たる姿勢で闘うとの方針を確認しながら、大衆行動を積極的に組織し、5月13日から20日まで全国から一万人を動員して継続的に国会前座り込みと請願行動等を行ったことである。

第四には、全労協も早くから労基法改悪に反対する全ての個人、組織が連帯して闘うことを広く呼びかけていたが、1997年11月に東京日比谷において開催された四つの労働関係ネットワークの呼びかけによる3000人集会を支持して成功させ、そして3月以降、南の沖縄・那覇と北の札幌からスタートさせた「労基法改悪NO!全国キャラバン運動」を展開した。4月22日のそれを集約した4000人の中央決起集会には連合、全労連の代表も参加し、5月中旬には連合、全労連とともに大衆的な国会傍聴行動を進めたのであった。

第五には、1998年に入って2月国会に労基法改正案が提案され、審議が開始されてから、全国各地で「労基法改悪NO!」の各種の全国キャラバンが展開され、とくに4月～5月と連合、全労連、全労協各系統の関係団体による対国会行動が活発化していった。5月15日の連合のかつてない大規模な大衆行動と国会行動が展開され、その際、国会前で全労連女性部が連合会長と事務局長に激励、連帯の花束を渡して「花束共闘」といわれる場面が出現していた。

こうしたなかで、政府、自民党サイドに修正やむなしの動きのなかで、連合内部から「修正成立」の意見が台頭し、支配的となって、連合の対応は転換したが、自民党と社民党の合意が成らず、6月「継続審査」となった。全労連と全労協はともに「修正成立」にも「継続審査」にも強く反対し、闘いの強化を求める談話や声明を発表した。

第六には、やはりこうした「共同」の観点からの闘いにおいても、最終的な重要な局面では、連合の「反共主義」に基づく対応として、理念、路線の異なる組織、運動を排除し、連合と支持政党中心の妥協的な決着が付けられるということになり、その闘いの成果、教訓が次に活かされるということにはならなかった。

連合は、運動、闘争が盛り上がりを見せていた1997年3月段階で、傘下組

織に「全労連系の請願活動を一切無視し、組織的妨害があれば毅然と対処を」と指示し、全労連の「協力、共同」の呼びかけが活発化した8月段階になると、重ねて「全労連系労組を含む組織や協議体との連携や“共闘”は、連合の基本理念から在り得ないとの態度で的確に対応を図るよう」各地方連合会に指示していた。しかし、大衆的な運動が可視化されて発展していく状況のもとでは、こうした指示も、運動に大きく否定的な影響を何ら与えることにはならなかったが、返って連合への批判、不信を高めていた。

しかし、1998年に法案が国会に提出される段階となると、国会対策重要性を増し、そのなかで、全労連運動と協力関係にある日本共産党は、法案修正や国会対策の協議の場から排除されて、その内容を知らされず「密室協議」で連合と支持政党だけで最終処理—「継続審議」「修正成立」が決定されていったのである。

この時代の全労連について触れておくと、労働基準法改悪反対闘争が組織される前の1995年7月の第13回大会方針で、連合や全労協、無所属の労働組合運動に対して「総対話と共同」を提唱するとともに、その前後に連合と全労連は、会長、事務局長レベルで、ILO総会参加の労働者代表の人数、中央労働委員会の労働者側委員の配分、減税、医療をめぐる問題などで、公式、非公式の協議の機会を持っていた。

労働基準法改悪反対闘争後の1999年3月には、周辺事態法に反対する連合、全労連、全労協、中立傘下の「陸・海・空・港湾労組20団体」を結成し、5月に「ストップ!戦争法5・21全国大集会」を東京明治公園に5万人を結集して開催、共同アピールを採択して全国的に注目された運動を展開していた。

私は、以上の労働基準法改悪反対闘争の「労働法改正の要求実現をめざす『連合の取り組みを応援する会』（連合応援団）」に参加し、求められる活動に協力した。会は、闘争終了後に「連合要求実現「応援団」活動まとめ—1997~1999」という文書を発行したが、そのなかに「賛同人の一言メッセージ」が掲載されており、私は、以下のメッセージを提出した。

「連合『応援団』に参加した立場から今回の運動の経過と全体の状況を振

り返ってみる時、全労働団体が反対を表明し、多様な大衆行動を展開した点で1952年以来の大きな盛り上がりを見せた画期的な取り組みであったと思う。ただ、私としては昨年の特選院選挙の結果生み出された新しい政治情勢の有利な側面を労働組合運動の大衆行動と結びつけて発展させていくことには消極的であったのではないかと思っている。約50年の労働組合運動とともに戦後史を生きてきた者として、激動が予想される21世紀において労働組合運動が労働者と勤労国民の民主的諸権利を守り、社会的責任と進歩をもちとする役割と責任を果たすためには各労働団体間の共通する一致する要求と課題上の協力、共同が不可欠ではないか、これを軽視したり無視するとすれば労働組合運動の発展的な展望はないのではないかという思いを強くしている。わが国最大のナショナルセンターである連合にこの面での努力を切に期待するものである。連合「応援団」に参加し、またこの関係から雑誌「連合」を購読し、それによって各分野の活動を知って連合運動の姿をより幅広く理解出来たことは研究者の一人として大変有益であった」

②その後の連合運動指導部が追求した「限定的共同行動」の提唱

連合の事務局長、その後会長を務めた笹森 清氏は、2009年7月に「連合運動20年」という講演で、その時代の労働組合運動について「共感を得られる労働運動」として関わったことを報告している。

鷲尾悦也会長と、笹森清事務局長は、1997年～98年の労基法改悪反対闘争の後、「連合の姿が見えない」「労働運動の求心力が失われている」といった内外の意見に応じていくために、内部に「フレッシュアップ委員会」を設けて、組織、機構、人材の総点検を行い、さらにその後、外部の学者、ジャーナリストと地方連合の代表を加えて「連合21世紀への挑戦委員会」を立ち上げ、議論を重ねて「連合21世紀ビジョン」をまとめ、目指す社会像として「労働を中心とする福祉型社会」を纏めた。

そして連合は、1999年10月の結成10周年の第6回大会で「労働を中心とする福祉型社会」をめざすとする21世紀への運動方針を策定し、そのなかで雇用の安定とワークルールの確立では「労働条件の社会横断的形成」「正規労

働者とパート、派遣労働者などの均等待遇」「整理解雇四要件の法制化」など重要かつ積極的な目標を掲げた。

しかし、それらを実現させる運動、方法がこの文書に示されなかったからか、連合運動を理解し、支持する学者、研究者などからは、連合の機関誌などで「現実を見すえて、理念の相違を前提に具体的課題毎の多数派形成を課題連合を」とか、「共産党とその組合を相手として認め、政策協定を結ぶべき」とか、「一致できるテーマで異なるグループと政治的な共闘の構築を」とった極めて積極的な意見が提起されていた。

そうしたなかで、2001年の連合第7回大会では、労働組合間の協力、共同問題では、従来のかから一歩踏み出す考え方が提起された。大会で新会長に選出された笹森 清氏が、就任の記者会見で全労連を含むすべての組織に対し「雇用問題の解決は全労働者の問題だ」と強調し、「雇用のための限定共闘、時限共闘」を呼び掛けたのであった。

笹森会長は、提案した運動方針案の説明で「すべての労働者を代表し、社会的な労働運動をすすめる」という部分について、いろいろの方と話し合うなかで、こうした考え方を持つに至ったとして「…連合は、今、垣根を取り払い、そしてそういう呼びかけを行う立場に立っていいのではないか。これだけ深刻化した雇用問題を本当に全労働者が自分たちのものとして、失業した人たちのカバーを含めて立ち上がるためには、1団体だけが、自分たちがやってやりゃあいいんだという話ではないわけです。…」という基本的考え方を示していた。

大会はこの考え方を含めて運動方針を満場一致で採択しており、従ってこの点では連合結成以来の路線を発展させた大きな前進を示す極めて重要な積極的意義をもつものであった。

ところが、一週間後の10月12日に新任の自動車総連出身の草野忠義事務局長名の文書で、会長発言は「雇用問題での労働組合間の時限的共闘もありうる」としたものとトーンダウンさせ、笹森新会長の労働組合間の共同推進への積極的発言をコメントし、訂正して、事実上否定したのであった。これが、連合内の中核的な右派グループの民間大単産の強い意向、意思に基づくもの

であったことは明白であった。

全労連は、それでも10月15日の常任幹事会で「連合の『雇用問題での共闘』呼びかけについて」という文書を確認し、「連合の呼びかけを積極的に受け止め、一致する要求への共同に誠実に対応する」と歓迎する姿勢を示した。「総対話と共同」を提唱してきた全労連としては、当然の対応であった。

小林洋二議長は、記者会見で「この共闘、共同はリストラや失業に苦しんでいる労働者にとっても大変な朗報になると思う。是非とも、実りある共同となるよう、心から期待して協議を重ねてまいりたい」と述べていたのである。

しかし、連合から、笹森提唱を否定して以降、「時限的共闘」の提唱がなされることはなかったが、全労連は、2002年7月の第20回大会で、改めて「あらゆる社会勢力との対話」を強調して、有事法制関連反対で共同行動の発展に努めたが、以降、今日に至るも不変の基本的な運動路線として堅持していることは広く知られている通りである。

この路線は、全労連や全労協、その他の運動においても広く受け入れられ今日の安倍内閣の労働・雇用法制規制緩和反対闘争でも、2013年夏の運動実践を通して、10月23日に「安倍政権の雇用破壊に反対する共同アクション」が結成され、全労連、全労協、MIC（マスコミ文化情報労組会議）、全港湾、航空連、純中立労組懇、中小労組政策ネット、下町ネット、東京争議団共闘、権利総行動が参加し、従来より一步前進した共同闘争体制の確立となっている。そして活発な活発に学習、抗議集会、宣伝行動を展開し、連合の行動にも影響をおよぼして廃案阻止の情勢を生み出す力となっている。

さて、当時、連合会長に就任した笹森氏は、「労働を中心とする福祉型社会の実現」のために、連合評価委員会の活動が進められている4月から5月を中心にして、1997年～1998年の時と同様に全労連、全労協、中立などの労働組合とともに労働基準法改正反対闘争で「解雇自由」の原則の条文化に反対して事実上の「共同」行動で取り組み、逆に解雇権濫用法理の基本を条文化させる成果をかちとっていた。

評価委員会の提言内容は、連合運動に対する極めて厳しい指摘、提言で

「このままでは労働運動の社会的意義はますます希薄化する」「労働運動の理念・理想の再構築を」「働く者の意識改革を」「企業別組合主義からの脱却し、すべての者が結集できる新組織戦略を」「職場から、地域から、空洞化する足元から再出発を」「新しい協力と連帯の中心に連合が立つ」といった連合に従来の運動からの脱皮を強く求めたものであった。

私は、最終報告の基本的内容の積極性を評価するものであるが、日本の労働組合運動は連合だけではなく、全労連、全労協、純中立の組織があるという状況を視野に入れて運動の在り方を提言するとすれば、労働組合間の協力、共同という国際的な労働組合運動の極めて重要な教訓の問題点についても検討、論議をして何らかの提言をすべきであったのではないか。労働組合運動の企業主義の殻の克服、脱却にとっても重要な課題として、路線の改革として提言すべきであったと思っている。

もう一つ重要な問題点は、連合の主要な構成組織である、特に民間大企業単産の組織、運営の民主的改革、政策と運動の労資協調主義路線などについても調査対象にし、ナショナルセンターの連合運動との関係で問題点をチェックし、そこに対しても改善提言をすべきであったと思っている。連合の「企業別組合主義からの脱却」は、この後者の課題と不可分だからである。

③ 笹森・草野体制後の連合運動の「共同」問題への姿勢

2005年の「組合が変わる、社会が変わる一つくろう格差のない社会、職場・地域から」のスローガンを掲げた第9回大会で、笹森会長と草野事務局長はともに退陣し、高木 剛会長氏、事務局長には、電機連合委員長出身の古賀伸明氏が就任、高木・古賀体制となった。

2006～07年に、安倍内閣のもとで、雇用労働法制の一定の手直しと規制緩和の拡大を抱き合わせた“労働ビッグ・バン”に対する連合、全労連、全労協、傘下单産の多様な連携、共同関係のなかで、「労働時間の規制撤廃と“労働ビッグ・バン”を許さない」闘いを展開し、ホワイトカラーエグゼンプションの導入阻止、最低賃金法改正、労働契約法制定などの成果を収めるなど、こうした共同の取り組みを通して、非正規労働者の雇用と権利をまも

る運動を發展させていったのである。

2007年10月の連合第10回定期大会は、大会スローガン「すべての働く者の連帯で、ともに暮らし働く社会をつくろう」の下、「非正規労働者センター」を設置した。この大会の直後に、高木会長は、労働組合の共同行動問題について、2008年1月11日の『週刊金曜日』での評論家佐高信氏のインタビューを受け、全労連が共同を申し入れてきたらどうするかとの質問に答えて「原則はお断り、共闘を組むことは難しい」と述べて、連合トップとして拒否姿勢を明確にした。「すべての労働者の連帯」をかかげて、同じく労働者を組織している労働組合との協力、共同が何故出来ないのか」という関心の高い問いには何ら語らないという不誠実なものであった。

しかし、連合傘下の全国ユニオンなども参加する反貧困・生活底上げ運動が急速に進展し、まもなく高木会長が個人的にも3月に反貧困フェスタに参加、協力の姿勢を見せざるを得ない情勢となり、夏には笹森氏が連合会長退任後に就任した中央労福協、労金、労済、連合の四団体の生活底上げ運動の取り組みが進んで、さらにリーマンショックを契機とする非情極まる相次ぐ派遣切りの強行にその労働者たちの生活を広く支えようと労働組合と社会運動団体、個人の連帯による新しい「派遣村運動」が東京をはじめ全国各地で取り組まれていった。大マスコミもこうした社会状況を取り上げ報道し、社会的関心が大きく高まったことは周知の通りである。

連合は、スローガンや方針で「すべての労働者を対象に」「すべての労働者のために」「すべての労働者の立場に立ち」を繰り返したが、実際の取り組みでは、連合指導部や民間大単産役員は、関与を避けようとする消極的姿勢を見せ、全国ユニオンの取り組み対する一定の資金援助にとどめ、運動支援の組織的關係を示さなかった。派遣労働者支援目的で集めたカンパを派遣業者団体に献金する単産も出る始末であった。こうしたことにさらに内外から批判が高まり、連合運動への違和感や失望感、またさらに厳しい批判が広がっていったのである。

連合は、その後、非正規労働者、とりわけ派遣労働者の増大と劣悪な労働条件が社会的問題として深刻化してくるなかで、従来の消極的姿勢を改め、

政府、財界の派遣労働者使用の規制を一層緩和、撤廃し、事実上の無期限使用容認政策への転換させる政策と法案化を重視して、昨年の大会で、絶対反対の姿勢を確認した。

そして本年、今国会の開会の9月に「労働者保護ルール改悪阻止行動開始宣言集会」を開き、最重点課題としての運動展開を確認し、以後国会前座り込み、「全国縦断アピールリレー」のスタートなど近年にない行動を展開、国会前では、10月29日と11月12日には、医療や税制問題で座り込んだ08年以来6年振りの座り込みを行い、全労連、全労協等の「雇用共同アクション」とともにシュプレヒコールで撤回を求める事実上の「共同行動」を展開した。こうした抗議闘争が続く中で、衆議院解散、12月総選挙が確定し、労働者派遣法改悪案を廃案に追い込んだのであった。

これまでのこうした行動経験を生かし、さらに労働組合諸組織をはじめとする政党や社会的な運動団体との共同、統一を目指して取り組みを強めていくならば、労働者派遣法改悪案の再提出や次の労働基準法の骨抜きを狙う政府、財界の新たな「残業代ゼロ法案」を阻止する大きな力を生み出すであろう。

IV 日本の労働組合運動に繰り返し提言してきたこと

私は、高知短大に勤務して6年目の1984年に『日本の労働組合運動』編集委員会から依頼されて同年、大月書店から刊行された『日本の労働組合運動』第1巻の「労働組合運動の根本問題」に「日本の労働組合運動にいま必要なことはなにか—労働組合の自主性、民主性」という論稿を執筆した。

これは、当時、労働組合主義グループの全面的支配下におかれた労働組合としての自主性、民主性を喪失した鉄鋼労連運動の実態を念頭に、以下のことを真剣に追求し、日本の労働組合運動全体の発展、前進のために、あらゆるレベルで議論することを求めたものであった。

第一に、労働組合の「資本からの独立」—階級的自主性の確立。第二に、労働組合の「政党からの独立」—政党支持の自由と政党との協力共同関係の

確立。第三に、組合民主主義の全面的な確立と実践。第四に、広範な統一行動の組織化を。

それから30年が経過し、その間に労働戦線の再編で、連合、全労連、全労協、無所属グループという分散状況となって推移している。

残念ながら、労働組合運動全体の基本的力量が低下して現状で、そうしたなかで、民間大企業労働組合とその単産を結集している最大組織の連合は、高まり広がる社会的批判に、運動方針や指導的リーダーの言説では、前向きの方向が示されても、実際の責任ある行動には極めて消極的、否定的で、具体的には見られないと言わざるを得ないのが現状である。率直に言って、私を見ると、従来のような幹部レベル間に見られた一種のセクト主義的な傾向はほとんど見られなくなっており、労働組合の大衆組織という点に立って、いろいろと細部には異見はあったとしても、その点、全労連をはじめ他の運動団体は、安倍政権の「暴走」する今日の情勢下で、協力、共同の提起に誠実に対応すると思われる。そして、その労働組合運動の新情勢は、日本の勤労諸階層に将来への期待と勇気を与えることになる。

以下、順次、手元にある資料から、1990年代以降の日本の労働組合運動、とくに連合運動への提言について、そのテーマだけを列挙しておこう。

▽1996年秋に労働運動総合研究所の機関誌に「現代労働組合の基本的課題」において①労働者状態の綿密な調査による全面的な把握と分析、職場状況の日常的な交流の必要性②あらゆる傾向の労働者との共通する課題に基づく協力共同と統一行動の粘り強い追求の重要性③民間大企業の労働組合運動の改革と新たな改革の可能性④権利闘争の全面的な強化と「職場の自由と民主主義を守る運動」の再生④イデオロギー攻勢に対する教育学習活動の系統的な強化と推進—を求めた。

▽1997年3月、在職最後の『社会科学論集』72号に「日本の労働組合運動の100年と今日求められている基本的課題—若干の課題」という時評論稿で「あらゆる傾向の労働者、労働組合との共通課題に基づく協力共同と統一行動及び国民諸階層との連帯の確立」を最初にあげ、むすびに「民間大企業における労働組合運動改革の重要性」を強調して、その中間に、本稿の関連提

言にあげた細部の問題点を列挙した。

この時評論稿が1984年の論稿に次いで纏まった提言となっており、今日においても、連合運動ではほとんど実行されていないものである。

1998年6月には、「連合応援団」の活動の経験を通して「最近の労働組合運動について・雑感」のなかで、①広い視野をもって労働組合運動の組織的現状を正確に知ること②他組合の運動、闘争の成果、教訓を自らの組合員にも広く宣伝、普及させること③労働組合運動における労働者教育では、労働組合間の「統一行動」は基本原則とする教育内容とすること④労働者、労働組合間の「対話と共同」を広げると同時に異なる経験、立場の研究者、法律家、ジャーナリスト、労働行政担当者との交流、懇談、シンポジウムの積極的に開催すること。

1999年4月の全労連の機関誌「交流と資料」に「労働組合運動の発展を願って—全労連運動の周辺から」として、①「既成観念にとらわれない総対話と共同のために」春闘の堅持と発展、労働基準法改悪反対闘争の問題点、労働組合運動の組織的現状の正確な把握、研究と他団体の闘争成果の評価、宣伝を、②「全労連運動の体系的、総合的な労働者教育方針の確立と実践を」③「全労連運動の課題を遂行できる運動体制の確立を」として、労働組合幹部、活動家経験者の協力を、組合書記の位置付けと政策的、実践的能力の向上を—などについて提言した。

2001年1月、「金融労働調査時報」の「21世紀の幕開けと労働者の連帯・団結・共同のあり方—労働組合運動の新たな構築を期待して」という論稿では、連合が「21世紀を切り開く連合運動—21世紀連合ビジョン」案を発表したことを採りあげ、全労連の前年の大会が採択した「労働組合運動の壮大な共同と『統一』に向けて」と合わせて、従来の提言を繰り返すとともに、労働組合運動に係わっている学者、研究者、ジャーナリスト、文化人の方々に共同の論議の場を通して「共同関係」形成への合意を生み出し、それに基づいて、とくに連合が責任ある民主主義の擁護者として政治的柔軟性と寛容さを持って新しい幅広い共同関係形成の運動路線に立つ助言と説得を提言したのであった。

2002年8月の『金融労働調査時報』には「ナショナルセンターの全国大会に見る労働組合運動のあり方をめぐる論議状況」を連合第7回大会、全労連第20回大会を傍聴して、比較的詳細に報告した。そして最後に「リストラ問題をはじめわが国労働組合運動が直面している諸困難を打開し、前進への大きな転機をつかみ、新しい流れを形成するためには、中央レベルでの労働組合間の既成観念にとらわれない自由闊達、大胆な交流、連帯の追求が何よりも不可欠であろう」と結んだ。

2003年には、同じく同誌で「一刻も早く雇用問題での労働組合運動の共同行動の構築を」呼びかけ、その持続的な取り組みが日本の労働組合運動の再生、発展の鍵と強調した。

その後、私は国鉄分割民営化による国鉄労働者1047名解雇反対闘争の関係組織の「大同団結」のために支援者有志として紆余曲折の取り組みに集中していたが、（これは現状、大部分は「政治解決」となったが、裁判闘争路線の未解決で闘争中である）2008年の金融・経済危機の進行で、派遣労働者切りなど犠牲転嫁がすすむなか、とくに連合の指導力の低下、財界寄り姿勢が目立っていた。2009年1月、『金融労働調査時報』に「全国的労働組合間の共同行動実現のアップール運動の展開を」を提起したが、現状打開には、大同団結要望のアップール賛同署名運動を全国的に起こし、それを関係労働組合に申し入れていくことも日本の労働組合運動再生にとって国民的レベルの意義ある運動ではないかと考えてのことであった。

そして、2009年8月、民主党政権の誕生確実の情勢下で『金属労働研究』に短い「国民の投票権行使による“政権交代”下で労働運動の共同行動の協議、推進を」を書き、直前の全労連大会が新情勢のもとでナショナルセンター間の共同行動を誠実に、粘り強く努力する旨力強く宣言したことに触れ、そのためには連合運動の民間大単産の民主的改革が必要ではないかと指摘し、それなしに現状では困難、不可能なのではないかとまで指摘した。

2009年9月、民主党政権の誕生直後に同誌に、論稿『最近の労働組合運動からの二、三の論点』を書き、「年越し派遣村」運動のその後、「労働者派遣法の抜本の根本的改正をめぐる動向」、「笹森清前連合会長の言動と連合

評価委員会提言、連合運動」、さらに「重要なもう一つの基本問題」についての見解を明らかにした。

最後のテーマは、ナショナルセンターレベルの連合、全労連、全労協の協力、共同の関係の現状の克服、前進の課題であり、これについては以下のような提言で結んだ。

「政権交代の下での多くの労働者、国民諸階層の労働組合運動の在り方への期待は、ナショナルセンターや全国的労働組合組織が明確な相互協力、共闘関係を確立し、国民生活の防衛、平和、人権、民主主義のための一致する課題での行動を展開することであろう」

2010年11月、政権交代が実現して1年余経過して私は「連合は、政策と運動の言説に責任を持ち、国民的共同の実現の取り組みを」を書き、連合に対して以下のように提言した。

「政権与党と特別の関係にある連合は、こうした情勢（政権への不満、批判の高まり）を重視し、最大のナショナルセンターとしての責任と自覚をもって、方針と運動の言説を堅持し、ヨーロッパ諸諸国のナショナルセンターが経済危機の犠牲転嫁に対抗する異なる組織間の共同行動を展開しているように、わが国においても広範な国民各層に支持された労働組合を中心にした多種多様な協力共同の運動を実現させていく指導性を発揮するよう努力すべきであろう。

それには、①まず全国民と労働者、労働組合に対し、目指すべき社会とその政策、制度実現の運動の意義と必要性を広く、積極的にアピールする②とくに労働組合組織と各種の社会運動団体には運動具体化の協議を呼びかけ、参加意思を表明した組織、団体との間で要求と運動の進め方について誠意をもって協議し、合意の出来た事柄から国民的支持を得られる運動を開始して行く③こうした取り組みは、中央だけでなく地方、地域さらに職場レベルにおいても推進していく④運動を国民的支持のもとに発展させるために、参加団体の相互協力で、さまざまな街頭宣伝、要求集会、学習会、演説会など可視化された運動として持続的に展開していく—こうした方向が実践されれば、前進的な政治情勢が切り開かれるであろう」

2011年6月に、私は政治経済研究所の『政経研究』第96号に論文「連合運動は“社会のバリケード”になれるか—基本姿勢の転換と大企業労組の組織、運動の改革を—」を書き、1997年以降の連合運動を歴史的にチェックして、民主党政権下で発生した東日本大震災、原子力発電所の重大事故と放射能汚染の拡大という未曾有の国家的な危機を克服し、新しい社会への転換を成し遂げていくためには、とくに組織された労働組合運動の既成観念を超えた、小異を捨てて協力、共同の大同に就くことが極めて重要になっている。もし連合が既成観念に捉われて危機克服と新しい社会のため労働組合や他の社会勢力との協力、共同の姿勢、方向を打ち出し、行動に参加しないならば、連合運動の社会的信頼はさらに低下し、日本の労働組合運動全体の「社会のバリケード」「防波堤」にはとても成り得ないであろう」と指摘した。

そして、連合運動改革に不可欠の民間大企業労組とその全国組織の改革には①労働組合の役員選挙制度の民主的な改革②組合民主主義に基づく全員参加の組合活動を進め、とくに職場活動を重視する③春闘における団体交渉の重視と各種集団行動の組織化、ストライキ権の行使を④労働者教育・権利教育の徹底と宣伝活動の改善⑤マスコミ対策と社会的な街頭、住宅地宣伝活動の強化を列挙したのであった。

その後2011年10月と2013年10月の連合大会を連続して傍聴したが、ともに2日間の日程で、運動方針の討議時間は少なく、長たらしい会長の原稿読み上げに近い迫力のない挨拶、方針討論者も12名前後で、主要単産の責任ある代表者の発言はなしで、連合運動への信頼を持つことの出来ないものであった。

わが国最大のナショナルセンターとして、最高の決議機関である大会では、方針論議には、時間をかけてもっと活発な展開を期待したいというのが率直な感想である。この点で、2014年の全労連大会は、3日間の日程で70名を超える代議員が活発な討論を行っていた。

以上、私の戦後60年余の「戦後民主主義」の時代に生きて、その担い手の中心的存在であった労働運動に係わり、その初期から学んで一貫して最重要視し、堅持してきたことは「要求を基礎とする団結」「組合民主主義」「労働

組合の共同と統一行動」ということであった。これが未だ日本の労働組合運動の基本的路線として、主要な全国的組織が受け入れられてないところに今日の停滞、後退を招いている根本的原因であることも明白となっている。

労働戦線のこうした現状が、「戦後民主主義」の危機を許す一因となり、安倍政権の暴走を許すこととなっているが、その「戦争をする国づくり」に繋がる施策に対しては、新聞やテレビ等の世論調査は、国民の7割前後の反対、理解出来ないとする結果を示して、そうした状況を反映して、中央、地方、地域において安倍内閣の諸政策に反対する集会、署名、請願などの大衆行動がおこされて、さらに大きく広範な諸勢力を結集した「安倍内閣打倒」の大運動も進行中である。

そこへ労働・雇用法制の改悪に反対する労働戦線からのこれまでと異なる強い闘いの決意が表明されたことは歓迎すべき積極的な情勢の前進である。

労働・雇用法制の大改革と闘う労働組合運動は、過去の取り組みの経験を発展させ、国民各層の運動と深く連帯しつつ、連合、全労連、全労協関係の確実な共同、統一行動で、今年の闘いに続き、今後も予想されるより厳しい労働・雇用改革を阻止し、日本の労働組合運動の発展の新たな道を切り開くことを願うものである。

ナショナルセンター間の協力関係とそれに基づく持続的な共同行動は、わが国における労働組合運動の停滞、後退の現状を克服して、前進、発展に欠かすことのできない戦略的な基本路線なのである。これが確立、実践されることが出来ないうぎり、多少の前進、進歩を得ることはあっても、今日の運動の現状の克服、発展を展望することは困難といえよう。

日本の労働組合運動が、諸困難のなかで、地道に各方面、分野で取り組みそれなりに成果を挙げている未組織の組織化、社会的労働運動の取り組みなども、そうした大きな潮流のもとで、基盤は固まり、安定的に労働組合運動の力量は強化されて、さらなる発展を可能にすると信ずるものである。

<参考図書・資料>

- 赤堀正成著『戦後民主主義と労働運動』2014年4月 お茶の水書房
- 広川禎秀・山田敬男著『戦後社会運動史論—1950年代を中心に』2006年1月 大月書店
- 広川禎秀・山田敬男著『戦後社会運動史論②—高度成長期を中心に』2012年3月 大月書店
- 全労連編『全労連20年史—1989～2009 激動の時代を拓く闘いの軌跡』2009年 大月書店
- 全労連編 第27回定期大会議案書(2014年7月)
- 連合編 第13回定期大会議案書(2013年10月)
- 連合編『語り継ぐ連合運動の原点—1989年～2014年』2014年11月
- 連合編『連合結成20年、明日への提言』2009年
- 連合編『<特別報告>結成20周年にあたっての提言』2009年
- 労働運動研究会編『連合運動 20年の検証と労働運動の課題』2009年10月 えるむ書房
- 鉄鋼労連編『鉄鋼労働運動史』(その一 その二 その三—多少名称に相違あり)
- 政策大学院COEオーラル・研究プロジェクト『宮田義二オーラルヒストリー』2003年10月
- 鉄鋼労連編『鉄鋼労連機関紙縮刷版』①(1951年3月・創刊号)～⑦(鉄鋼労連解散2003年・終刊)
- 千葉利雄著『賃金運動論—軌跡と展望』平成10年7月 日本労働研究機構
- 千葉利雄稿『鉄鋼労働運動の50年』(『鉄鋼労働運動史(完結編)』所収)2001年2月
- 鉄鋼労働者協会『もう一つの鉄鋼労働運動史』2008年4月 えるむ書房
- 熊沢誠著『労働組合運動とはなにか—絆のある働き方をもとめて』2013年1月 岩波書店
- 浅見和彦稿『成熟社会と労働組合運動の改革』碓井敏正・大西廣編『成長国家から成熟社会へ—福祉国家論を超えて』所収 2014年10月 花伝

社

- 渡辺治・岡田知弘・後藤道夫・二宮厚美著『<大国>への執念—安倍政権と日本の危機』2014年10月 大月書店
- 薬師寺克行著『現代日本政治史—政治改革と政権交代』2014年9月 有斐閣
- 中北浩爾著『自民党政治の変容』2014年5月 NHK出版
- 藤本一美著『日本政治の転換—1997年～2013年』2014年1月 専修大学出版局
- 五賀一道著『「非正規大国」日本の雇用と労働』2014年10月 新日本出版社
- 『日本の雇用が危ない—安倍政権「労働規制緩和」批判』（西谷敏・五十嵐仁・和田肇・田端博邦・野田進・萬井隆令・脇田滋・深谷信夫執筆）2014年2月 旬報社
- 萬井隆令著『人間らしく働き生きる—労働者・労働組合の権利』2014年11月 学習の友社
- 拙稿（芹澤寿良）「全学協の結成と学生選挙権闘争を中心にして—1950年反レッドパージ闘争以後の早大学生運動」（早稲田・1950年・記録の会『早稲田 1950年 資料と証言』2号 1998年6月）
- 早稲田・1950年・記録の会『早稲田 1950年 資料と証言』別冊・資料編
- 拙稿「労働法制改編問題と労働組合運動の対応」高知短期大学紀要『社会科学論集』第53号 1987年3月
- 拙稿「民間大企業における階級的活動家集団の権利闘争」早稲田大学法学会紀要『早稲田法学』第64巻4号 平成元年3月
- 拙稿「1997年～98年の労働基準法改定問題をめぐる労働組合運動の対抗力」高知短期大学紀要『社会科学論集』第97号 2010年3月
- 拙稿「2007年の労働・雇用法制改革をめぐる政治過程—労働契約法の成立と“労働法制抜本的見直し”論の登場」高知短期大学紀要『社会科学論集』第93号 2008年3月
- 拙稿「国鉄労働者1,047名解雇撤回闘争における学者・文化人の支援運

動一複数主体の「大同団結」をめざす活動を中心に」高知短期大学紀
要『社会科学論集』第100号 2012年3月

以上